

新発田市教育委員会令和2年3月臨時会 会議録

○ 議事日程

令和2年3月18日（水曜日） 午前9時30分 開 会
豊浦庁舎 2階 教育委員会会議室

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 2月臨時会会議録の承認について

日程第3 教育長職務代理者の指名について

日程第4 議事

議第70号 専決処分の承認について

議第70号の2 専決処分の承認について

議第71号 新発田市教育委員会組織規則の一部を改正する規則制定について

議第72号 新発田市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則制定について

議第73号 新発田市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定について

議第74号 新発田市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

議第75号 新発田市教育委員会処務規程の一部改正について

議第76号 新発田市公民館設置及び管理に関する条例施行規則及び新発田市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則制定について

議第77号 教育委員会事務局職員及び教育機関職員の人事異動について

○ 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 出席者

工 藤 ひとし 教育長

関 川 直 委 員（教育長職務代理者）

桑 原 ヒサ子 委 員

笠 原 恭 子 委 員

小 池 庸 子 委 員

○ 説明のため出席した者

教育次長 佐藤弘子

教育総務課長 山口誠

教育総務課参事（学校統合担当）
橋本隆志

学校教育課長 萩野喜弘

学校教育課教育センター長
小坂井博

文化行政課長 平山真

中央図書館長 平田和彦

歴史図書館長 大森雅夫

中央公民館長 米山淳

青少年健全育成センター所長兼児童センター所長
井越信行

○ 書記

教育総務課長補佐
中山友美

教育総務課教育総務係長
杉林直樹

○工藤教育長

それでは、ただ今から教育委員会、令和2年3月臨時会を開会します。

○工藤教育長

はじめに、日程第1、会議録署名委員の指名についてであります。関川委員を指名いたします。

○工藤教育長

続きまして、日程第2、2月臨時会会議録の承認についてお諮りいたします。

すでに送付してあります会議録について、ご質問等ございますか。
なければ、承認の方の挙手をお願いいたします。

○工藤教育長

挙手全員でありますので、2月臨時会会議録は承認されました。

○工藤教育長

日程第3、教育長職務代理者の指名に移ります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項において、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う」と規定されております。2月26日の市議会2月定例会本会議において、関川直委員の再任が承認されたことから、4月1日以降の教育長職務代理者として、引き続き、関川直委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

○工藤教育長

次に、日程第4議事に移ります。

ここで、議案の追加をお願いいたします。本日、お配りしております右上に訂正後と記載のある提出書をご覧ください。「議第70号 専決処分の承認について」の次に、もうひとつ、専決処分の承認をいただきたく、「議第70号の2 専決処分の承認について」の追加議案をお願いします。なお、議題については提出書とあわせてお配りしております。そして、日程第5で予定しておりました「市議会2月定例会提出議案の訂正について」を削除いたします。

○工藤教育長

それでは、議事に入ります。議第70号及び議第70号の2の2件の専決処分の承認については、いずれも市議会2月定例会への提案議案でありますので、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○工藤教育長

ご異議なしと認め、議第70号及び議第70号の2は一括審議とします。
佐藤教育次長から2つ合わせて、説明をお願いします。

○佐藤教育次長

それでは議第70号及び議第70号の2につきまして、ご説明させていただきます。
はじめに、議第70号令和元年度新発田市一般会計補正予算についてであります。議案の3ページをご覧ください。この補正につきましては、先回の定例会で概要をご説明しました新型コロナウイルス感染症に係るものが主なものであります。それでは歳出からご説明いたします。教育総務課、学校給食管理運営事業2,398千円であり、説明欄に記載のとおり、キャンセルできなかった給食の食材費、そして3月分の給食費の返金に係る経費であります。給食費につきましては、在校生分は4月分と調整させていただきたいと考えており、今回計上しておりますのは小中学校の卒業生概ね1,600人分の返金に係る経費であります。続きまして、教育委員会事務局費505千円は、休校に伴う給食に関する事務のための時間外勤務手当でございます。次

に、学校教育課、中学校教育運営事業2,286千円であります。これは、中学校の修学旅行のキャンセル料であります。紫雲寺中学校は終了しておりますので、9校712名分となっております。その下、学校教育課運営費であります。これは訴訟に係る顧問弁護士への着手金2,200千円であります。次に青少年健全育成センターの児童クラブ運営事業6,699千円あります。これは休校に伴う児童クラブ開設に係る指導員の嘱託報酬、介助員を雇用しましたパート賃金が主なものであります。以上が歳出であります。次に歳入であります。教育総務課分については、今程、歳出でご説明しました学校休校に係る給食の経費を国が支援をするということで、補助率は4分の3で1,798千円を計上させていただきました。青少年健全育成センターについても休校に伴う児童クラブの開設に係るものであります。3,100千円につきましては、当初から見込まれておりましたが、この度、更に国が支援することが決定したので、改めて2,631千円を追加で補正をするというものであります。以上が歳入歳出の補正であります。続きまして繰越明許費の設定ということで、学校給食の精算と返金であります。ここまで来ますと今年度中に事務が完了するということが不可能でございますので、来年度に繰越し執行させていただきたいというものであります。

続きまして、議第70号の2であります。追加提案につきましては、本日お配りしております議案の2ページからとその他資料をご覧ください。これにつきましては、教育委員会2月定例会において、議第51号で「新発田市民文化会館設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例」ということでご承認をいただいたところでございますが、その後、修正が必要となりました。提案が2月議会ということから、教育長の専決処分で修正とさせていただきます。つきましては、本日、専決のご承認をお願いしたいものであります。それでは、「その他資料」を使ってご説明いたします。この条例は、令和2年4月1日の組織改正に伴い、市民文化会館、公民館、生涯学習センターの3施設の条例の一部改正をしたいということでご説明をさせていただきました。その他資料3ページの「訂正後」と記載のあるページをご覧ください。訂正後の議案の表題は「新発田市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」と改めさせていただきました。内容といたしましては、公民館の条例のみを改正し、市民文化会館と生涯学習センターの条例は、この度は改正しないという内容に訂正をさせていただきました。理由といたしましては、当初、市民文化会館と生涯学習センターについては、それぞれ新設する文化芸術振興室と生涯学習課が所管する施設として位置づけ、事業の企画、実施、施設管理はその所管課に集約し、文化芸術と生涯学習の拠点化を図ることとし、また、一方では組織を可能な限りスリム化するため、市民文化会館と生涯学習センターには、そこに直接所属する職員を配置しない方向で進めてまいりました。しかし、規則の改正事務を進める中で、上位法であります「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、教育委員会が所管する教育機関には、条例で職員配置について規定することが必要とされております。市の方針としては、ご説明しましたとおり拠点化と組織のスリム化を図っていくという考え方に変わりはございませんが、この上位法がある中で、どうすべきかを改めて検討させていただくこととし、この度は議案の訂正をお願いすることとなったものであります。私共の勉強不足で申し訳ございませんでした。公民館につきましては、中央公民館を新発田地区公民館に改める内容でありますので、議案の訂正はございません。また、組織改正後の職員配置については、文化会館の館長、生涯学習センターの所長をそれぞれ所管する室長並びに課長が兼務するなど、制度及び運営上、最小限の職員が兼務す

るという形で進めさせていただきたいと考えております。よろしくお願いたします。

○工藤教育長

それでは、今ほど説明がありました、何かご質問等ございますか。

ご意見、ご質問がないようですので第70号及び議第70号の2専決処分の承認については、承認することとしてよろしいでしょうか。

○工藤教育長

異議なしと認め、議第70号及び議第70号の2について、承認することに決しました。

○工藤教育長

次に、議第71号新発田市教育委員会組織規則の一部を改正する規則制定について、審議します。佐藤教育次長から説明をお願いします。

○佐藤教育次長

それでは議第71号についてご説明させていただきます。議案は5ページ、議案にかかる資料は1ページです。議案にかかる資料でご説明いたします。本規則の改正につきましては、令和2年4月1日付けの組織改正に伴いまして所要の改正をしたいというものが1点、そして実情に合わせて改正させていただきたいというものが2点目でございます。改正の内容といたしましては、(1)から(5)まででございます。(1)でございます。事務局に置く課、係等の改正ということで、教育企画課の新設が一つ目であります。教育委員会における政策的課題であります学校統合、地元から求められております通学支援の見直し、また共同調理場の民間委託についても大きな課題として捉えておりますし、学校の跡地活用についても市長部局と教育委員会が一緒になって取り組んでいく必要がございます。数々の課題がございますので、これを新しい課で担当していきたいと考えております。ただし、この課につきましては、これらの課題が解決するまでの間となっておりますので、概ね大きな課題が解決した時点で解散ということになると考えております。2つ目であります。文化芸術振興室の新設であります。この室は、文化行政課及び中央公民館の文化芸術の業務を移管し、文化芸術の拠点としての役割を担うとともに、市民文化会館を所管します。次に、生涯学習課の新設であります。中央公民館の社会教育及び生涯学習の業務を整理し、生涯学習の拠点としての役割を担うとともに、生涯学習センターを所管します。今後は、市民ニーズに合わせた生涯学習を進めていきたいと考えております。(2)であります。教育機関の見直しであります。市民文化会館を文化行政課の管理とすることが1点、歴史図書館を中央図書館の管理とすることが1点、そして3つ目として、中央公民館を新発田地区公民館とし、地区公民館と生涯学習センターを生涯学習課の管理としたというものであります。飛びまして(5)です。専門職につきましては、スクールソーシャルワーカーの設置について改めて入れさせていただきました。それでは、(3)の分掌事務の見直しにつきましては、資料を見ながらご説明させていただきます。その他資料の2ページには、今ほどご説明しました教育委員会の組織について記載しています。分掌事務につきましては、3ページの最下段の教育総務課からご覧ください。左が現行、右が改正後であります。教育総務係の(16)の統廃合に関する

ことは、新しく設置します教育企画課へ移管します。改正後の（１６）（１７）では、今現在、学校教育課が担当しております遠距離通学の支援及び通学路の安全対策に関すること、市立小中学校の通学区域に関することが教育総務課へ移管されます。教育総務課で担当する通学支援は、現在行っている支援であり、新設する教育企画課では通学支援の見直しを担当します。次のページをご覧ください。左側の現行では食育・給食係に小中学校における食育の推進に関する業務があり、学校給食と食育を一緒に担当しておりました。来年度から学校教育課で新たに「しばたの心継承プロジェクト」を実施するにあたり、しばたの心と切り離すことができない食育を学校教育課で担うということにいたしました。従いまして、右側、食育・給食係を学校給食係に改めさせていただくものであります。次に教育企画課であります。企画係と事業調整係の２係とし、企画係の分掌事務は、教育委員会の企画及び政策的事項に関することとし、今後取り掛かる事業については企画係で担うという形にしております。事業調整係につきましては、今現在進行しております学校統合や遠距離通学支援の見直しを担当することとしております。次のページからは学校教育課でございます。これまで、他課と比べて細かく列挙されておりバランスが悪かったということから、この度、合わせて見直しを行っております。学校教育係につきましては、学校教育の推進に関すること、しばたの心継承プロジェクトに関すること、食育に関することを担当するという事で整理をさせていただきました。学務係、教育相談係、同和教育係、教育センターにつきましては記載のとおりでございます。続きまして文化行政課でございます。８ページをご覧ください。現在、文化行政係の（６）にございます文化芸術の振興に関する事を、文化芸術振興室の文化芸術振興係へ移管いたします。次に、新たに生涯学習課ということで設置しております。この中には生涯学習推進係を置き、社会教育と生涯学習を担うとともに、成人式についてもこの係が担当するというものでございます。次に教育機関の組織についてであります。機関といたしましては、市民文化会館、中央図書館、その下に歴史図書館、そして新たに新発田地区公民館、豊浦地区公民館、紫雲寺地区公民館、加治川地区公民館、生涯学習センター、青少年健全育成センターをいうこととなります。次に１１ページをご覧ください。公民館の分掌事務でございますが、地区公民館の分掌事務に改めるということでございます。内容はご覧をいただければと思います。１２ページに生涯学習センター、１３ページ中段には市民文化会館の分掌事務を記載しております。１６ページをご覧ください。第１９条でございますが、専門的な職種ということでスクールソーシャルワーカーを追加するというものであります。説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○工藤教育長

何かご質問等ございますか。

ご意見、ご質問がないようですので「第７１号 新発田市教育委員会組織規則の一部を改正する規則制定について」は、承認することとしてよろしいでしょうか。

○工藤教育長

異議なしと認め、議第７１号について、承認することに決しました。

○工藤教育長

次に、議第７２号から議第７６号の５議案につきましては、いまほど説明のありま

した来年度の組織改正に関連する議案であるため、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○工藤教育長

ご異議なしと認め、議第72号新発田市教育委員会 職員職名規則の一部を改正する規則制定について、議第73号新発田市教育委員会 公印規則の一部を改正する規則制定について、議第74号新発田市教育委員会 事務決裁規程の一部改正について、議第75号新発田市教育委員会 処務規程の一部改正について、議第76号新発田市公民館設置及び管理に関する条例施行規則及び新発田市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則制定については、一括審議といたします。

それでは、山口教育総務課長から説明をお願いします。

○山口教育総務課長

議第72号から議第76号までは、いまほどご承認いただきました令和2年4月1日付けの組織改正に伴う規則及び規程の改正でございまして、施行期日は全て令和2年4月1日であります。議案に係る資料を用いてご説明いたします。18ページをお願いします。議第72号新発田市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則制定についてでございます。教育委員会の職名規則は、準用している新発田市職員職名規則に規定していない、教育委員会のみが存在する職名について規定しております。この度の組織改正にあたり、この職名を整理したもので、改正する具体的な職名は、「2改正内容」の(1)に記載しています。また、現在配置している「スクールソーシャルワーカー」は、採用時に経験年数を考慮し、職名を「主任」としてあります。よって、現在の教育委員会職名規則には「スクールソーシャルワーカー」は規定されていません。令和2年4月1日に採用予定の職員は経験年数が浅いことから、職名は「主任」ではなく「スクールソーシャルワーカー」となるため、新たに規定するものです。続きまして、21ページ、議第73号新発田市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定についてであります。「2改正内容」に記載のとおり、組織改正に伴う公印の保管者の変更、及び廃止をするものであります。次に、25ページをお願いします。議第74号新発田市教育委員会事務決裁規程の一部改正についてです。こちらも「2改正内容」に記載のとおり、教育委員会の「課長等」及び「機関の長」に分類される職名について改正するものであります。続きまして27ページをお願いします。議第75号新発田市教育委員会処務規程の一部改正についてであります。こちらにつきましては、市の文書管理規程についての読み替えを定めた規定であります。「2改正内容」をご覧ください。(1)「本市」の欄は、市長部局の組織改正に伴い出先機関名を改めるものであり、(2)「本市教育委員会」の欄は、今回の組織改正に伴い、「室」を追加し、機関として歴史図書館を追加するものでございます。次に、30ページ、議第76号新発田市公民館設置及び管理に関する条例施行規則及び新発田市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則制定についてであります。「2改正内容」をご覧ください。第1条で公民館の条例施行規則、第2条で生涯学習センター条例施行規則をあわせて改正したいというものであります。具体的な内容としては、第1条の公民館の条例施行規則では、公民館の所管課を新設する生涯学習課とすることに伴い「館長」を「課長」に改め、また、中央公民館を新発田地区公民館とすることに伴い、休館日や使用申請の提出について改めるものであります。第2条の生涯学習

センター条例施行規則では、付属設備及び備品から16ミリ映写機設備を削除し、加えて申請書の様式を改めるものであります。説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○工藤教育長

他に、事務局から追加の説明はありますでしょうか。

委員の皆様から、何かご質問等ございますか。関川委員、どうぞ。

○関川教育長職務代理者

公民館の規則の改正について、もう少し分かりやすく説明していただけますか。

○工藤教育長

米山中央公民館長、お願いします。

○米山中央公民館長

はい。この度の組織の見直しの大前提は、文化芸術の拠点化と生涯学習の拠点化ということにあります。一方、施設で見ると、現在、市民文化会館に中央公民館が併設されています。さらに生涯学習センターがあり、学習センターの中に中央公民館の職員がいるという分かりにくい状況にあります。今回の拠点化を進めるにあたり、まず、市民文化会館と中央公民館の併設をやめることといたしました。建物自体を全て市民文化会館とします。部屋の名前は変えずに、現在の中央公民館の会議室は市民文化会館の会議室、中央公民館の講堂は市民文化会館の講堂としますので、利用者の方の手続き上は何ら変わることはありません。では、中央公民館がなくなってどうなるのかと言えば、機能的には職員が常駐している生涯学習センターに移します。これで、職員と機能が一致します。かつ、生涯学習の拠点化として、生涯学習課を新設し、中央公民館は新発田地区公民館として、豊浦、紫雲寺、加治川地区公民館と並列の地区公民館として機能を維持し、運営していきます。したがって、建物としての生涯学習センターに新発田地区公民館を併設し、生涯学習課となった職員もそこに常駐するという形になります。建物には生涯学習センターと新発田地区公民館の2つの機関が併設され、所管するのは生涯学習の拠点化を担う生涯学習課ということになります。事業につきましても、これまで分散していた生涯学習の事業を集約し、生涯学習課が担います。生涯学習課が、生涯学習に関係する生涯学習センターと地区公民館の事業も施設も統括していくということでもあります。将来的には、国、県レベルの生涯学習を担えるように進めていきたいと考えております。

○関川教育長職務代理者

これまで、中央公民館とっていたものが新発田地区公民館として、市民文化会館の建物を利用して行うことも考えているのでしょうか。文化会館の中の施設を、地区公民館が活用することも考えているということですか。

○米山中央公民館長

活用ということではなく、一部事業で文化会館の施設を使用することはあります。

○関川教育長職務代理者

新発田地区公民館の施設と機能については、生涯学習課で管理運営をしていくこととなり、新発田地区公民館の事業も生涯学習課の職員が計画をたてて運営していくということですよね。

○米山中央公民館長

大きな計画についてはそういう形になります。

○関川教育長職務代理者

建物としては、生涯学習センターを使う場合もあるし、市民文化会館を使う場合もあると理解してよいでしょうか。

○米山中央公民館長

そういうことであります。

○工藤教育長

はい。桑原委員、どうぞ。

○桑原教育委員

質問です。議案にかかる資料の32ページの新旧対照表の13条についてです。議案の22ページに改正後の13条第2項の文言が記載されていますが、議案にかかる資料32ページの新旧対照表の中では「祝日等」が何を指すかが抜け落ちているのですが、これでよろしいのでしょうか。法制の担当に確認していただければと思います。

○工藤教育長

この点については、後程、確認し正しい形に訂正させていただきます。

○工藤教育長

ほかにご意見、ご質問がないようですので、議第72号、議第73号、議第74号、議第75号及び議第76号の5議案を承認することとしてよろしいでしょうか。

○工藤教育長

異議なしと認め、議第72号、議第73号、議第74号、議第75号及び議第76号は承認することに決しました。

○工藤教育長

次に、議第77号 教育委員会事務局職員及び教育機関職員の人事異動について、審議します。お諮りします。議第77号につきましては、人事案件でありますので、新発田市教育委員会 会議規則 第6条 第1項 第1号の規定に基づき、当議事は非公開としたいと思えます。当議事を非公開とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

○工藤教育長

挙手全員でありますので、当議事は非公開とすることとします。

佐藤教育次長以外の職員は退席願います。

※新発田市教育委員会会議規則第15条第3項の規定に基づき、審議内容は会議録なし

○工藤教育長

それでは再開します。事務局から報告等がありますか。

米山中央公民館長、どうぞ。

○米山中央公民館長

先ほど、桑原委員からご質問のございました議第76号についてでございますが、確認いたしましたところ、ご指摘のとおり「祝日等」に関する部分が抜け落ちておりましたので議案22ページの記載に合わせ、新旧対照表を正しい形に訂正させていただきます。ありがとうございました。

○工藤教育長

今ほどの件は、訂正させていただきますのでご承認願います。

委員の皆様から何かございますでしょうか。

○工藤教育長

ないようですので、以上で教育委員会令和2年3月臨時会を閉会いたします。

午前10時40分 閉 会

令和2年4月7日

新発田市教育委員会教育長

委 員